

青森市指定排水設備工事業者の処分について (無届工事による)

1 処分対象業者

井尻住設 代表 井尻 泰和
(青森市富田四丁目22番21号)

2 違反行為

無届工事(1件):市の確認を受けた書類に基づき工事を施行しなかったとき
(青森市下水道条例第6条第2項に違反)

3 施工内容

施工開始時期	施工場所	施工内容
令和4年5月	青森市大字三内字沢部	一般住宅の排水設備工事

4 経過

令和4年5月中旬 井尻住設責任技術者(事務手続き担当者)が入院
5月下旬 担当者からの引き継ぎがなされず、無届のまま当該工事に着手し、
完成に至る
6月中旬 無届工事が発覚

5 処分

(1) 青森市下水道条例第12条第1項第1号の規定に基づく指定の停止

指定停止 2ヶ月(令和4年8月24日から令和4年10月23日まで)

※停止期間は、「青森市指定排水設備工事業者の処分に関する要綱」別表第1の審査項目及び別表第2の処分等に関する基準に応じた処分等の内容とする。

(別表第1)

審査項目	違反点数
下水道条例第5条の規定により確認を受けた書類に基づき工事を施行しなかったとき。※条例第6条第2項	80

(別表第2)

処分等に関する基準	処分等の内容
違反点数の累計点数が80点に達したとき。	2ヶ月指定停止

(2) 青森市下水道条例第44条第2号の規定に基づく過料
無届工事1件 過料 5万円

6 処分日 令和4年8月24日

<関係法令>

○ 青森市下水道条例（抜粋）

（排水設備等の計画の確認）

第5条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画による排水設備等の設置及び構造について、管理者の定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、確認を受けなければならない。

（排水設備等の工事の施行）

第6条 排水設備等の新設等の工事は、市又は排水設備等の工事について技能を有する者として管理者が指定する市指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。

2 指定業者は、前条の規定により確認を受けた書類に基づき工事を施行することとし、管理者が必要と認めた場合は事前に工事材料の検査を受けなければならない。

（指定の停止又は取消し）

第12条 管理者は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を一定の期間停止し、又は取り消すことができる。

一 下水道に関する法令（この条例を含む。）に違反する行為があったとき。

（罰則）

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

二 第6条第1項又は第2項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を施行した者